

佐世保市医療機関等支援事業補助金にかかるQ&A (医療機関、助産所、薬局、施術所関係) 【ver 2】 令和5年1月11日現在

No	区分	質問	回答
1	対象・要件	支援（補助）の内容はどのようなものか。	<p>補助対象施設における令和4年4月から12月まで（9カ月分）の電気代及びガス代に対して補助を行うこととしております。</p> <p>基本的な補助金交付額の算出方法は以下のとおりです。</p> <p>①電気代への支援（補助額） ※電気代の内、別途1/2の1年分を県が支援                  【病院・診療所（5床以上）】 30,000円 × 病床数 × 1/2 × 9カ月/12カ月                  【その他の医療機関等】 令和3年度実績額 × 物価上昇率（18.6%） × 1/2 × 9カ月/12カ月                  ※地方独立行政法人医療機関は「10/10」補助</p> <p>②ガス代への支援（補助額）                  【病院・診療所（5床以上）】 11,000円 × 病床数 × 10/10 × 9カ月/12カ月                  【その他の医療機関等】 令和3年度実績額 × 物価上昇率（17.0%） × 10/10 × 9カ月/12カ月</p>
2	対象・要件	<u>補助対象</u> となる事業所等は。	<p><u>補助対象</u>となる医療機関等は、申請時点で運営に要する経費の支払実績を有しており、事業を継続中である佐世保市内の以下の施設となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療法の規定に基づき開設の届出を行っている病院、診療所、歯科診療所、助産所</li> <li>○健康保険法及び関係法令の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受ける保険薬局</li> <li>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 及び 柔道整復師法の 規定に基づき開設の届出を行っている施術所</li> </ul> <p>※ただし、対象外要件に該当していないこと。</p>
3	対象・要件	<u>補助対象外</u> となる事業所等は。	<p><u>補助対象外</u>となる医療機関等は、以下の施設となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○申請日時点で休止、廃止されている施設</li> <li>○関係法令等に定める所定の機関に開設の届出をしていない病院、診療所、歯科診療所、施術所、助産所</li> <li>○厚生労働大臣の指定を受けていない薬局等</li> <li>○国、地方公共団体が開設、運営又は出資する医療機関等（地方独立法人等を除く）</li> <li>○保険診療、保険施術を取り扱わない（＝自由診療・施術等のみ行う）事業所</li> <li>○社会福祉施設内医務室（診療所）、企業内診療所等の特定の方を対象とする事業所</li> <li>○患者宅等への出張専業である事業所</li> </ul>
4	対象・要件	公立の医療機関は補助対象外となるのか。	<p>国又は地方公共団体（一部事務組合含む）が開設、運営又は出資する事業所については補助対象外となります。</p> <p>具体的には、自衛隊病院（診療所）、県立・市立等の公立の機関等は補助対象外となります。</p> <p>なお、国家公務員共済組合連合会、独立行政法人、地方独立行政法人は補助対象となります。</p>

No	区分	質問	回答
5	対象・要件	ドラッグストアは補助対象となるか。	<p>関係法令に基づき厚生労働大臣の指定を受け、事業所内にて保険医療機関の発行する処方箋に基づき保険調剤を行っている場合は補助対象となります。</p> <p>ただし、当該保険調剤事業にかかる事業所内スペース分のみが補助の対象となり、同事業所内にて保険調剤に関係のない日用品、食料品、その他雑貨類等を販売している場合、これらの販売スペースに係る電気代・ガス代は補助の対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>【上記の場合の電気代・ガス代の実績額の算定例】  電気代・ガス代の請求書が同一のもので、保険調剤事業にかかるスペース分と日用品、食料品等の販売スペース分に分けることが困難な場合は、その面積按分により算定していただくことも可能です。  この場合、その面積が確認できる図面、面積按分の算定表をご提出ください。</p> <p>〈例〉  建物全体面積100㎡（調剤事業スペース 30㎡、日用品等販売スペース 70㎡）  電気代 100,000円の場合  ○調剤事業スペースの電気代 = <math>100,000円 \times 30㎡ / 100㎡ = 30,000円</math></p>
6	対象・要件	医療法人等の事務に係る事業所の電気代・ガス代も補助対象となるか。	<p>開設の届出等を行っている機関等と同一事業所内に所在し、かつ、当該機関の運営上不可分である場合は補助対象となります。</p> <p>それ以外で、別途機関外に事務所を設けるなどしている場合、その事務所分は補助対象外となります。</p>
7	対象・要件	令和4年度途中で休止・廃止した事業所は補助対象になるか。	補助金交付申請日時点で休止・廃止している事業者は補助対象となりません。
8	対象・要件	令和3年度に事業を休止し令和4年度に入って再開した事業所は補助対象になるか。	補助金交付申請日時点までに事業が再開され、運営に要する経費の支払実績がある場合は、補助対象になります。
9	対象・要件	電気代・ガス代の支援について、令和3年度の実績額は、令和3年4月から令和4年3月に使用した電気代・ガス代か、それとも支払った電気代・ガス代か。	令和3年度の実績額とは、 <u>令和3年4月分</u> から <u>令和4年3月分</u> として施設等が負担した電気代・ガス代の実績額となります。
10	対象・要件	令和4年度に開業し、令和3年度の電気代・ガス代の実績がない場合も補助の対象となるか。	<p>補助金交付申請日時点で開業、運営されている場合は補助対象となります。</p> <p>また、この場合、令和4年度の開業月から令和4年12月までの電気代実績に基づき算出された補助額となります。</p>
11	対象・要件	どの期間の電気代が・ガス代が補助対象となるのか。	令和4年4月から令和4年12月まで（9カ月分）の電気代・ガス代に対し、補助を行います。
12	対象・要件	一部事務組合で実施している障害福祉サービスは対象となるのか。	対象外となります。（公営の施設、事業所とみなします。）
13	対象・要件	同一の事業所で複数の業種を行っている（それぞれ開設届出等を行っている）場合は、補助金はいずれの事業所でも申請できるのか。 ※例）整骨院と鍼灸院、病院と保険薬局 など	<p>電気代・ガス代に係る請求書などの支出証拠書類が分けられており、それぞれの個別の支払い実績が明確に確認できる場合は、各事業所にて別々に申請可能です。</p> <p>ただし、請求書が同一のもので、分けることが困難な場合などは、いずれか一方の事業所が代表して申請いただくこととなります。</p>

佐世保市医療機関等支援事業補助金にかかるQ&A (医療機関、助産所、薬局、施術所関係) 【ver 2】 令和5年1月11日現在

No	区分	質問	回答
14	対象・要件	障害福祉サービス・介護サービス事業等を行っている医療機関は、医療機関支援の補助金と介護・障がい福祉サービス施設等支援の補助金と双方もらえるのか。	医療機関が障害福祉サービス・介護サービス事業等を行っている場合、原則、面積按分等により、それぞれの補助金を申請してください。 なお、電気代請求書等の支出確認書類が不可分な場合は、どちらかの補助金を選択してください。(重複申請はできません。) ※なお、社会福祉施設内医務室(診療所)、企業内診療所等の特定の方を対象とする医療機関は補助対象外となっています。 <b>【令和5年1月11日 一部追記】</b>
15	対象・要件	県が別途物価高騰の支援を行う場合は、市内の施設について市の支援は行うのか。	県において、今年度、原油価格・物価高騰の緊急支援のため補助金などの支援を行っている場合、もしくは、今後、支援を行う予定の場合には、必要に応じて支援(補助)を受ける事業所に対し、市の補助金の調整を行う場合があります。
16	申請方法等	補助申請方法はどのようにすればよいか。	佐世保市のホームページに申請書を掲載しますので、ダウンロードしていただき、補助金交付申請受付窓口へ郵送又は持参してください。 <b>【医療機関等支援補助金 受付窓口】</b> 佐世保市医師会 事務局 (〒857-0801 佐世保市祇園町257番地) ※佐世保市医療政策課での受付は行っておりませんのでご注意ください。
17	申請方法等	メールやFAXでの申請は可能か。	補助金交付申請書に押印が必要なため、郵送又は持参のみの対応とさせていただきます。 お手数ですが、医療機関等支援補助金 受付窓口(佐世保市医師会 事務局)へ郵送又は持参してください。
18	申請方法等	郵送に簡易書留などの指定はあるか。	普通郵便でも差し支えありません。 こちらから指定は致しませんが、追跡ができる簡易書留やレターパックなどで郵送いただくと、届いたことが確実に確認できます。
19	申請方法等	補助金交付申請書は佐世保市役所に持参できないか。	医療機関等支援補助金 受付窓口(佐世保市医師会 事務局)のみの受付となります。 ※佐世保市医療政策課での受付は行っておりませんのでご注意ください。
20	申請方法等	補助金交付申請者(法人代表者)と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	補助金交付申請者と口座名義は原則として一致(法人名のみ名義は可)する必要があり、これが異なる場合支払いができません。 ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を佐世保市のホームページに掲載します。
21	申請方法等	申請期間はいつまでか。	令和5年1月31日(火)までとなります。
22	申請方法等	申請は法人等の単位で行うのか、各事業所等で行うのか。	原則として事業所単位の申請(1つの医療機関で1つの申請)をお願いしておりますが、複数事業所を所有する場合、法人等の単位でも申請は可能です。 ただし、後者の場合は、各事業所ごとの補助対象経費が明確に分かるように、申請書類(様式第2~3号及び領収書等)を別々に作成するなど、ご注意ください。

佐世保市医療機関等支援事業補助金にかかるQ&A (医療機関、助産所、薬局、施術所関係) 【ver 2】 令和5年1月11日現在

No	区分	質問	回答
23	証拠書類	補助金の交付を受けた後、書類等を残しておく必要があるか。	<p>補助金交付に係る証拠書類として以下の書類を事業所内に5年間保管していただく必要があります。</p> <p>①交付申請書(一式)の写し ②収入及び支出の関係を示す書類(決算書類等)</p>
24	補助金額の算定方法等	令和4年度に新設した医療機関等は補助対象になるのか。対象になる場合、令和3年度の電気代・ガス代の実績がないが補助金額はどのように算定するのか。	<p>令和4年度に新設した医療機関等でも補助金交付申請時点で運営に要する経費の支払実績を有し、事業継続中であれば補助対象となります。</p> <p>この場合の補助金の計算方法について、令和4年度に医療機関等が負担した電気代・ガス代をもとに算出することになります。具体的には、以下のとおり計算します。</p> <p>【病院・診療所(5床以上)の場合】</p> <p>①電気代 補助単価30,000円×病床数×補助率1/2×令和4年12月までの営業予定月数/12カ月</p> <p>②ガス代 補助単価11,000円×病床数×補助率10/10×令和4年12月までの営業月数/12カ月</p> <p>【診療所(5床未満)・薬局・助産所・施術所の場合】</p> <p>①電気代 開設した月から補助金交付申請日の前月までの機関等が負担した電気代の実績額/開設した月から申請日の前月までの月数×物価上昇影響率(18.6%/118.6%)×補助率1/2×開設した月から令和4年12月までの月数</p> <p>②ガス代 開設した月から補助金交付申請日の前月までの機関等が負担したガス代の実績額/開設した月から申請日の前月までの月数×物価上昇影響率(17.0%/117.0%)×補助率10/10×開設した月から令和4年12月までの月数</p>

佐世保市医療機関等支援事業補助金にかかるQ&A (医療機関、助産所、薬局、施術所関係) 【ver 2】 令和5年1月11日現在

No	区分	質問	回答
25	補助金額の算定方法等	令和3年度途中に新設した医療機関等で、電気代・ガス代の実績額が12カ月（1年分）に満たない場合、補助金額はどのように算出するのか。	<p>令和3年度の途中から事業を開始した医療機関等は、運営開始の月から令和4年3月までに医療機関等が負担した電気代・ガス代の実績額を12カ月分に換算した額に物価上昇率及び補助率を乗じて算出することとなります。具体的には、以下のとおり計算します。</p> <p>【病院・診療所（5床以上）の場合】</p> <p>①電気代 補助単価30,000円×病床数×補助率1/2×9カ月/12カ月</p> <p>②ガス代 補助単価11,000円×病床数×補助率10/10×9カ月/12カ月</p> <p>【診療所（5床未満）・薬局・助産所・施術所の場合】</p> <p>①電気代 開設した月から令和4年3月までに機関等が負担した電気代の実績額を12カ月分に換算した額×物価上昇率（18.6%）×補助率1/2×9カ月/12カ月</p> <p>②ガス代 開設した月から令和4年3月までに機関等が負担したガス代の実績額を12カ月分に換算した額×物価上昇率（17.0%）×補助率10/10×9カ月/12カ月</p>
26	補助金額の算定方法等	交付申請書兼請求書（様式第1号）に添付する「施設等が負担した電気代・ガス代の実績の金額が確認できる書類」は、どのようなものを添付したらよいか。	<p>「実績の金額が確認できる書類」としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○使用料の記載のある検針票</li> <li>○決算書類の該当部分</li> <li>○帳票類</li> <li>○領収書</li> <li>○レシート等</li> </ul> <p>のいずれか一つとしています。</p> <p>このほか、対象金額が確認できるものであれば、各事業者で費用を集計している帳簿など幅広く捉えていただいて結構です。</p> <p>これは、補助申請者の負担軽減及び早期の交付を図る一方で、誤支給をさけるため、このような取り扱いとするものです。</p> <p>なお、交付申請書兼請求書（様式第1号）の「誓約事項」に記載のとおり、偽り又は虚偽の内容がないことを誓約いただき、万が一、不正な手段により交付を受けたことが確認された場合は、補助金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。</p>
27	補助金額の算定方法等	令和4年度途中から施設をオール電化にしたが、その場合、ガス代の支援（補助）は受けられるのか。	<p>補助対象施設ごとの病床数又は電気代・ガス代の実績額により、補助金交付要綱に基づき補助金交付額を算定するため、令和4年度からオール電化にされた場合であっても、これまでのガス代の実績額に係る支援（補助）を受けることができます。</p>

佐世保市医療機関等支援事業補助金にかかるQ&A (医療機関、助産所、薬局、施術所関係) 【ver 2】 令和5年1月11日現在

No	区分	質問	回答
28	相談窓口	補助金交付申請に関する相談はどこにしたらよいか。	<p>補助金交付申請に関する相談は以下にご相談ください。</p> <p>【佐世保市医療機関等支援補助金 申請受付窓口】</p> <p>佐世保市医師会 事務局</p> <p>住所：〒857-0801 佐世保市祇園町2 5 7 番地</p> <p>電話：0 9 5 6 - 2 2 - 5 9 0 0</p> <p>受付時間：平日・土曜：9時から17時まで</p> <p>日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は休み</p>